

肺がん検診精密検査実施医療機関登録要領

1 目的

がん検診の実施のための指針（肺がん検診）（以下「肺がん検診指針」という。）の 8 において、精密検査は肺がん診断と治療が行える医療機関において受診することとし、さらにその医療機関とは、肺がんの診断に十分な経験を有する医師によって、適切に実施される CT 検査及び気管支鏡検査等による精密検査が行える医療機関のことをいうと規定している。

肺がん検診の精度の維持向上のため、精密検査実施医療機関が肺がん検診指針の規定に基づき実施できるようその届出登録に関して定める。

2 肺がん検診精密検査実施医療機関の条件

- (1) 高分解能／薄層 CT 撮影（HRCT：high resolution CT／TSCT：thin slice CT）検査とその読影が可能であること
- (2) 肺がんの臨床診断および病理・細胞診断に習熟した医師がいるかあるいはそのような施設と緊密に連携をとることができること
- (3) 気管支鏡検査・CT ガイド下針生検・胸腔鏡下生検等の確定診断を得る技術を有する呼吸器内科、呼吸器外科あるいは放射線科医の医師がいること
- (4) 肺がん検診指針の 9 に基づき、精密検査の結果を市町に報告すること
- (5) 肺がん検診指針の 9 に基づき市町が実施する精密検査結果等のがん検診追跡調査に協力すること

3 肺がん検診精密検査実施医療機関の届出登録

2 の条件を満たす医療機関で、肺がん検診精密検査を実施する医療機関は、肺がん部会に様式 1 の届出を行うこととする。

肺がん部会は内容を検討の上、肺がん精密検査実施医療機関名簿に登載することとする。

なお、肺がん精密検査実施医療機関が登録を辞退しようとする場合は、肺がん部会に様式 2 の届出を行うこととする。

4 肺がん検診精密検査実施医療機関の関係機関等への周知

県は、市町等関係機関に対し登録施設の周知を図るものとする。

5 その他

この要領に定めないことは、健康医療福祉部担当課において協議の上定めるものとする。

附則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。